

川 越 市
自動販売機設置者公募要項
(都市公園)

令和8年1月

川越市 都市計画部 公園整備課

【問い合わせ】
350-8601
川越市元町1丁目3番地1
川越市役所 本庁舎(5階) 都市計画部 公園整備課
電話049-224-5965(直通)

1 公募の概要

川越市は、都市公園への清涼飲料水等自動販売機設置者の募集を次のとおり実施します。自動販売機の設置は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び川越市都市公園条例に基づき、川越市が設置者に対し、公園施設の設置を許可する方法により行います。

設置者は、公募物件に対し、年間使用料を本市が設定する最低価格以上、かつ、最高の応募価格で申込みを行った者に決定します。

※設置者に決定後、正当な理由なく辞退した場合は、今後、同様の手続きへの参加が認められない場合があります。やむを得ず辞退した場合、次点の者が設置者となります。

※公園施設の設置許可・・・都市公園法第5条第1項、川越市都市公園条例第7条及び第17条、川越市都市公園条例施行規則第2条

※設置期間は3年間（協議により2年間を限度に更新可）となります。なお、契約期間中に消費税率の改定があった場合でも使用料の変更は行いません。

2 自動販売機の種類

公募する自動販売機の種類は、清涼飲料水（缶・ペット ※災害対応型）の自動販売機とし、酒類、タバコ等は除きます。

3 自動販売機の設置場所、台数

応募番号	公園名	所在地	設置場所	設置台数	設置面積 (1.3m ² (1.3m × 1.0m))	最低使用料 (年額、円)	備考
1	市民グラウンド	宮元町23番22	入口付近	1台	1.3m ² (1.3m × 1.0m)	4,260円	入替
2	高階南公共広場	大字砂新田467番	駐車場付近	1台	1.3m ² (1.3m × 1.0m)	504円	入替
3	伊佐沼公園	大字伊佐沼596番1	入口付近	3台	3.9m ² (3.9m × 1.0m)	1,128円	入替
4	芳野台南公園	芳野台1丁目3015番1	入口付近	1台	1.3m ² (1.3m × 1.0m)	1,956円	入替
5	スポーツパーク福原	大字今福1772番1	入口付近	1台	1.3m ² (1.3m × 1.0m)	444円	入替
6	御伊勢塚公園	伊勢原町3丁目3番	テニスコート付近	1台	1.3m ² (1.3m × 1.0m)	5,232円	入替
7	岸町健康ふれあい広場	岸町3丁目32	駐車場付近	1台	1.3m ² (1.3m × 1.0m)	5,352円	入替

- 注1) 設置面積は、自動販売機を設置する面積を示しており、回収ボックスの設置に要する面積は含まれていません。回収ボックスの設置場所は、仕様のとおり、原則として自動販売機付近の設置となります。詳細は設置者となった者と川越市が協議して決定します。
- 注2) 「缶・ペット」とありますが、設置が可能な機種は原則、缶、ペットボトルの二種類が1台で販売できる機種とします。
- 注3) 都市公園に設置することから、別途記載の仕様を遵守し、特に環境(省エネ等)に配慮した機種としてください。(別紙「仕様書」参照)
- 注4) 自動販売機は、設置場所周辺への景観配慮に努め、商品購入時に過大な音や音声を発しないものとしてください。
- 注5) 全ての自動販売機を「災害対応型自動販売機」としてください。災害時においては、自動販売機内のすべての飲料を無償提供することができる体制を整えてください。(無償提供に際し、鍵等が必要になる場合は提出をお願いします)
- 注6) 複数応募は可能です。
- 注7) 公園区域外の自動販売機設置状況については、市は把握しておりません。
- 注8) 新たに電気の引き込みが必要になります。電気契約に係る手続き及び料金支払い、工事等は設置者にてお願いします。費用は設置者の負担となります。
- 注9) やむを得ず公園内の電源を使用しなければならない場合は、子メーターを設置し、毎月電気使用量の計測をお願いします。その場合、電源までの電気工事が必要になり、費用は設置者の負担となります。電気使用量に相当する料金を、市が定める期限までに納付していただきます。(6か月ごとに請求。)
- 注10) 毎月の売上金額、本数及び電気使用量を翌月10日までに公園整備課に報告いただきます。

4 販売価格

販売価格は、標準小売価格以下としてください。

5 応募資格

- 都市公園に自動販売機を設置することについて理解と意欲を有すること。
- 法人その他の団体であること（法人格を有さない任意団体でも可）
- 「令和7・8年度川越市競争入札資格参加者名簿（物品・維持管理業務）」に搭載されていること。
- 自動販売機の設置業務において、管理・運営する2年以上の実績を有し、優良なサービスを提供できる能力を有すること。

《優良なサービス》

- (ア)商品の入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収等
- (イ)つり銭管理
- (ウ)使用済容器の回収
- (エ)安全管理（転倒防止、食品衛生、防犯対策等）
- 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないのでないこと。
 - (ア)国税及び市税（川越市が課税したものに限る）の滞納がないこと。
 - (イ)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

《公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体の例》

- (ア)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (イ)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

6 提出書類、日程等

応募資格の適否を事前に確認するため、「1 応募受付」と「2 提案書の受付」の日程が異なりますので、注意してください。

提出書類	日程（提出期間・場所等）																		
1 応募受付 <table border="1"> <tr> <td>書類の種類</td> <td>法人</td> <td>任意団体</td> </tr> <tr> <td>ア 応募申込書（様式1）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類（パンフレット等）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ウ 当該事業の運用計画書</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>エ 委任状（様式2）について 委任者は、令和7・8年度川越市競争入札参加者名簿に登載されているものとし、応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>※設置者が決定した場合は、納税証明等別途提出書類が必要となります。</td><td></td><td></td> </tr> </table>	書類の種類	法人	任意団体	ア 応募申込書（様式1）	○	○	イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類（パンフレット等）	○	○	ウ 当該事業の運用計画書	○	○	エ 委任状（様式2）について 委任者は、令和7・8年度川越市競争入札参加者名簿に登載されているものとし、応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。			※設置者が決定した場合は、納税証明等別途提出書類が必要となります。			<p>《提出期間》 令和8年2月9日（月）～ 2月26日（木） (土、日、祝日を除く) 午前9時から午後5時まで</p> <p>《提出場所》 川越市役所 本庁舎5階 公園整備課</p>
書類の種類	法人	任意団体																	
ア 応募申込書（様式1）	○	○																	
イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類（パンフレット等）	○	○																	
ウ 当該事業の運用計画書	○	○																	
エ 委任状（様式2）について 委任者は、令和7・8年度川越市競争入札参加者名簿に登載されているものとし、応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。																			
※設置者が決定した場合は、納税証明等別途提出書類が必要となります。																			
2 提案書の受付 <p>提案書（様式3）</p> <p>※提案書は「応募番号」ごとに作成し、封筒に入れ、糊付けのうえ、封筒の表面に「応募番号」を記入して提出してください。</p> <p>2つ以上の応募番号に応募する場合は、封筒は2通以上になります。</p>	<p>《提出期間》 令和8年2月9日（月）～ 2月27日（金） (土、日、祝日を除く) 午前9時から午後5時まで ただし、最終日は午前9時00分まで</p> <p>《提出場所》 川越市役所 本庁舎5階 公園整備課 最終日は、9時00分より開封を行いますので、提案書の開封時に提出される場合は、直接、開封会場（川越市役所 本庁舎7階 G会議室）へお持ちください。</p>																		
3 提案書の開封（設置者の決定・発表） <p>※応募者は、必ず出席してください。</p>	<p>令和8年2月27日（金） 午前9時00分 川越市役所 本庁舎7階 G会議室</p>																		

※郵送による受付は行いません。

※記載事項に不備のある書類は、受け付けることができません。

※応募申込書をはじめとする一連の関係書類は、当該設置者の選定のみに利用します。

また、提出していただいた書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

7 設置者の決定方法

設置者は、応募資格を満たし、必要書類が適正に提出された者であって、年間使用料を本市が設定する最低価格以上、かつ、最高の応募価格で提案した者に決定します。最高価格の応募が2者以上ある場合は、「くじ」引きにより決定します。

なお、公募結果については、市ホームページに掲載します。

8 設置期間等

(1) 設置期間

設置の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、川越市及び設置者と協議のうえ、最長2年間(令和13年3月31日まで)を限度として、契約を更新できるものとします。

(2) 許可の取消し

次の場合には、許可を取消し、又は変更することがあります。

- ① 川越市が公用又は公共用に供するため必要とするとき
- ② 設置者に許可の条件に違反する行為があると認められるとき
 - 正当な理由なくして、設置許可の手続きに応じなかったとき
 - 設置者の決定から手続きまでの間に、設置者について資金事情の変化等により、販売機設置が確実でないと川越市が判断したとき
 - 社会的信用を著しく損なうような行為等により、設置者としてふさわしくないと川越市が判断したとき

(3) 原状回復・返還

設置事業者は、許可期間が満了したとき、又は許可が取り消された場合は、速やかに自己の負担で原状に回復してください。

(4) 設置者の提出書類

設置者に決定した者は、次の書類を提出してください。

- ①法人の場合・・・法人印鑑登録証明書（原本）、国税及び市税（川越市）の納税証明書（原本）、公園施設設置許可申請書
- ②任意団体の場合・・・代表者の印鑑登録証明書（原本）、国税及び市税（川越市）の納税証明書（原本）、公園施設設置許可申請書

9 設置許可の手続き

設置者は、当該公園の自動販売機設置場所として使用する部分について、都市公園法第5条及び川越市都市公園条例第7条の規定に基づき、設置に係る工事を着手しようとする日の15日前までに公園施設設置許可申請書（様式第2号（第2条関係））を提出し、その許可を受けて使用することになります。

10 使用料、電気料の納入方法等

次の(1)使用料及び(2)電気料については、市が定める期限までに納付していただきます。また、毎月（翌月の10日までに）、売上金額、本数及び電気使用量を報告していただきます。

(1) 使用料

物件ごとに設置者として決定した者が提示した応募価格をもって年間使用料とします。各年度の使用料を市が定める期限までに納付（1年分を一括前払い）していただきます。

(2) 電気料

公園内の電源を使用する際の電気料については、設置者において子メーターを設置していただき、電気使用量に相当する料金を市が定める期限までに納付していただきます。請求は6か月ごとに行います。

(3) 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担となります。

11 その他

(1) 損害賠償等

設置者は、自動販売機の設置にあたり、川越市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己責任でその損害を賠償しなければなりません。

また、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を川越市に請求することはできません。

(2) 法令遵守

設置者は、関係法令を遵守し、誠実な設置、運営を行うものとします。

(3) 設置上の制限

- ① 設置者は、設置場所を常に良好な状態で使用するとともに、設置目的以外の用途に使用することはできません。
- ② 設置者は、川越市の許可を受けずに現状を変更することはできません。
- ③ 設置者は、設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(4) その他

- ① 組織の改廃等により所管課の名称や施設用途に変更が生ずる場合があります。
- ② 苦情、故障への対応については、誠意をもって行うものとします。自動販売機には苦情、故障への連絡先を明記するものとします。
- ③ その他この要項に定めのない事項は、川越市と設置者がその都度協議して定めます。

◎ 川越市都市公園に設置する自動販売機の仕様について

1 外観等

(1) 外観色等

販売機の外観はデザインや色彩など、設置場所周辺への景観配慮に努めてください。

(2) 音声等

商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。

2 環境対策

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149条の規定に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年12月27日 経済産業省告示第269号）」において示された基準を満たしていること。

3 防災対策

災害時に自動販売機内すべての飲料の無償提供が可能な機能があること。

4 安全対策

(1)転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）等に準拠して適切な措置を講ずるものとする。

(2)食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等に準拠して、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(3)防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機工業会作成）等に準拠して、犯罪防止に努めるものとする。

5 使用済容器の回収

(1)回収ボックスの設置

各自動販売機において販売する容器の種類（缶、ペットボトル）ごとに分別ができる回収ボックスを、原則として、自動販売機横に設置する。ただし、詳細は、設置者となった者と市が協議して決定する。

(2)回収ボックスの規格

- ア 素材 プラスチック製
- イ 容量等 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。
また、飲料内容物が漏れ出さない構造とする。

(3) 使用済み容器の回収・処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）など、関係法令に基づいて適切に処理するものとする。

自動販売機設置仕様書

No.	1	公園名	市民グラウンド	所在地	宮元町23番22 (入口付近)
設置台数	1	自動販売機の種類	清涼飲料水(缶・ペット ※災害対応型)	最低使用料	4,260円

■設置箇所図



■現況写真



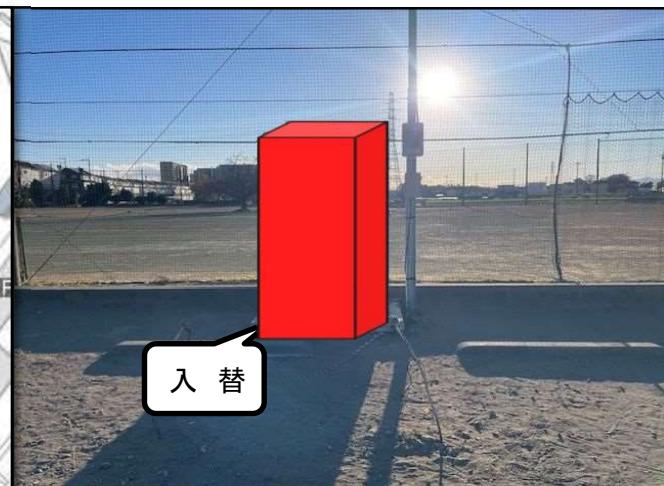
自動販売機設置仕様書

No.	2	公園名	高階南公共広場	所在地	大字砂新田467番 (駐車場付近)
設置台数	1	自動販売機の種類	清涼飲料水(缶・ペット ※災害対応型)	最低使用料	504円

■設置箇所図



■現況写真



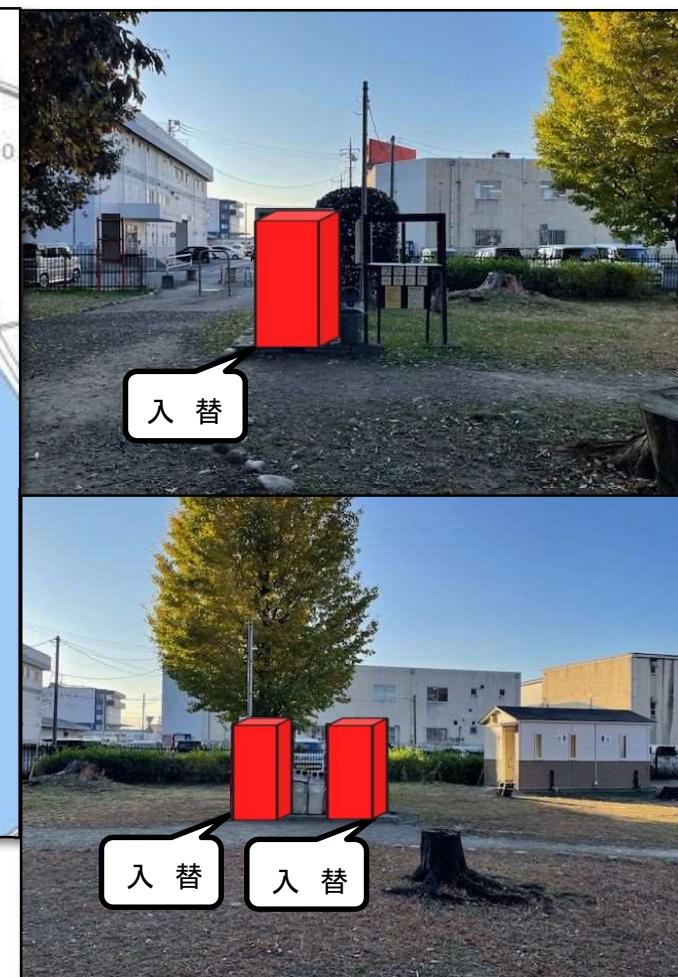
自動販売機設置仕様書

No.	3	公園名	伊佐沼公園	所在地	大字伊佐沼596番1 (入口付近)
設置台数	3	自動販売機の種類	清涼飲料水(缶・ペット ※災害対応型)	最低使用料	1,128円

■設置箇所図



■現況写真



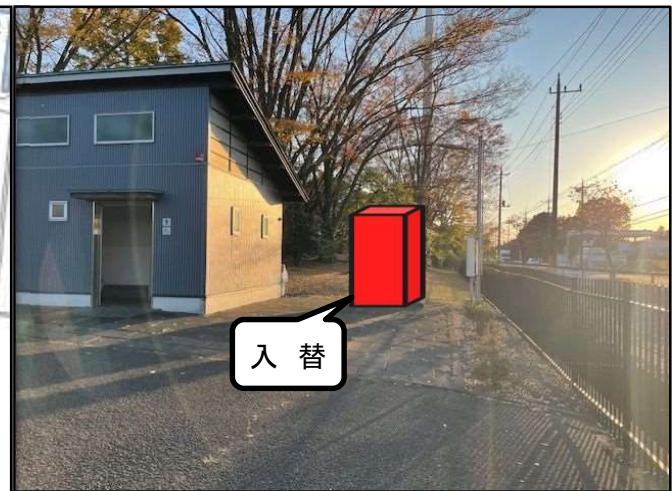
自動販売機設置仕様書

No.	4	公園名	芳野台南公園	所在地	芳野台1丁目3015番1	(入口付近)
設置台数	1	自動販売機の種類	清涼飲料水(缶・ペット ※災害対応型)		最低使用料	1,956円

■設置箇所図



■現況写真



自動販売機設置仕様書

No.	5	公園名	スポーツパーク福原	所在地	大字今福1772番1	(入口付近)
設置台数	1	自動販売機の種類	清涼飲料水(缶・ペット ※災害対応型)		最低使用料	444円

■設置箇所図



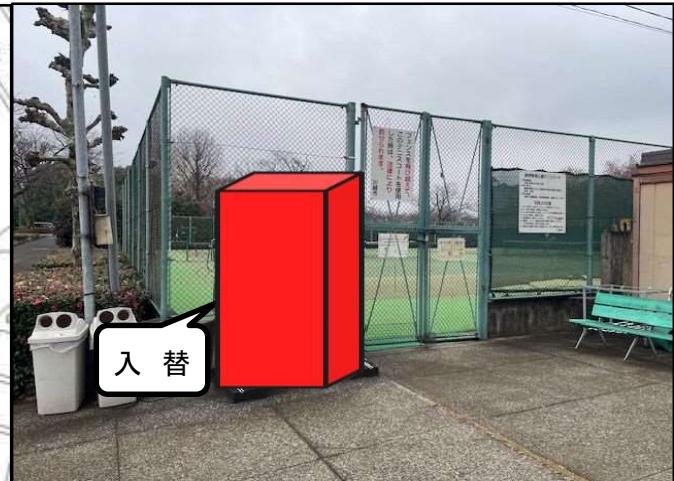
自動販売機設置仕様書

No.	6	公園名	御伊勢塚公園	所在地	伊勢原町3丁目3番 (テニスコート付近)
設置台数	1	自動販売機の種類	清涼飲料水(缶・ペット ※災害対応型)	最低使用料	5,232円

■設置箇所図



■現況写真



自動販売機設置仕様書

No.	7	公園名	岸町健康ふれあい広場	所在地	岸町3丁目32 (駐車場付近)
設置台数	1	自動販売機の種類	清涼飲料水(缶・ペット ※災害対応型)	最低使用料	5,352円

■設置箇所図



■現況写真

